

## 衛星画像データの利用に係る規約

「衛星画像データの利用に係る規約」(以下「本利用規約」という。 )は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。 )が内閣府と締結した「人工衛星等を用いた災害に関する情報提供協力に係る取決め」(以下「防災協定」という。 )に基づき提供する人工衛星等画像データにつき、防災協定第4条に定める指定行政機関、指定公共機関、その他内閣府及び JAXA が協議の上必要と認める者(以下「協力者」という。 )が利用する場合に、協力者が遵守すべき事項を定めたものである。協力者の書面による同意をもって、本利用規約は効力を生ずる(以下「本契約」という。 )

### (目的)

第1条 協力者は、日本国政府が対応する規模の災害、又は防災訓練時に、JAXA が準備する衛星画像データの提供を受け、自ら実施する防災業務に衛星画像データを活用することを目的とする。

### (定義)

第2条 本約款における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「だいち」とは、JAXA が打ち上げ、平成 23 年 5 月まで運用した陸域観測技術衛星をいう。
- (2) 「だいち 2 号」とは、JAXA が開発し運用する陸域観測技術衛星 2 号をいう。
- (3) 「Pi-SAR-L2」とは、JAXA が開発し運用する航空機搭載合成開口レーダをいう。
- (4) 「海外衛星」とは、海外の機関が保有する衛星をいう。
- (5) 「標準処理データ」とは、以下のデータをいう。
  - (ア) だいちのデータ処理レベルのうち、レベル 1 に属するデータ
  - (イ) だいち 2 号のデータ処理レベルのうち、レベル 1.1/1.5/2.1/3.1 のデータ
  - (ウ) Pi-SAR-L2 のデータ処理レベルのうち、SLC、GEOCODE、ORTHO のデータ
  - (エ) 海外衛星のデータ処理レベルに関し、当該海外衛星を保有する海外機関の定めによるデータ
- (6) 「衛星画像等」とは、だいち、だいち 2 号及び Pi-SAR-L2 の標準処理データを可視化又は解析して画像ファイル化したデータ又は地図化したプロダクト、及びセンチネルアジア又は国際災害チャータを通じて提供される海外衛星の標準処理データを高次加工したプロダクトをいう。
- (7) 「衛星画像データ」とは前 2 号に掲げる全てのデータをいう。

### (衛星画像データの権利及び取扱い)

第3条 協力者は、衛星画像データの取扱いについて、次の各号に従うものとする。

- (1) 提供された衛星画像データを、日本国政府が対応する規模の災害時および防災訓練時の協力者の防災業務目的(研究目的は除く)に限り利用する。
- (2) 提供された衛星画像データのうち、標準処理データを複製、又は改変したものを第三者に提供してはならない。ただし、JAXA の事前の合意がある場合は、この限りでない。衛星画像等を、前号で規定する目的の範囲内で複製し、第三者に提供することを許諾する。
- (3) 本契約終了後、提供された衛星画像データを適切に管理する。
- (4) JAXA から提供される衛星画像データの著作権を含む一切の権利は、だいち PALSAR センサによるものを除き、JAXA 又は各衛星の運用機関に帰属する。だいち PALSAR センサによる衛星画像データについては、JAXA 及び経済産業省に帰属する。
- (5) 本契約の下提供を受けた衛星画像データを用いて、協力者が単独で、新たな高付加価値製品(だいち、だいち 2 号及び Pi-SAR-L2 の標準処理データに高度なデータ処理を施し改変した製品であって、元となった標準処理データが主要部分を占めておらず、かつ、元となった標準処理データを認識又は識別できないものをいう。高度なデータ処

理とは、データ解析、複数衛星データの組み合わせ、データ以外の外部情報に基づく画像処理又は物理量変換等を行う。)を作成した場合、当該高次付加価値製品に関する権利は、協力者に帰属する。JAXA と協力者が共同で高次付加価値製品を作成した場合は、当該高次付加価値製品に関する権利の帰属について、JAXA 及び協力者の知的貢献の度合等を考慮して両者が協議して定めるものとする。

- (6) 海外衛星の標準処理データを高次加工したプロダクトの権利については、当該海外衛星を保有する海外機関の定めによるものとする。また、同プロダクトの利用に当たっては、本条第1項から3項に加え、JAXA が別途指示する利用条件に従うものとする。

#### (業務の委託)

第4条 協力者は、第1条に規定する目的のため、自己の業務の実施に必要な業務の一部を第三者(以下「委託者等」)に委託等する場合は、委託者等に対し、本契約上協力者が負う義務を遵守させるよう必要な措置を講ずる。

#### (成果の開示及び公表)

第5条 協力者は、本契約の下提供を受けた衛星画像データの利用により得られた未公表の成果を、第三者に開示又は公表する場合は、JAXA の事前の同意を得るものとし、当該成果が本契約の下提供を受けた衛星画像データにより得られた成果である旨並びに当該情報及びデータの出所(権利者及び提供者)を明示する。

#### (免責事項)

第6条 協力者は、人工衛星等の運用上の制約及びその他の事由により、衛星画像データが協力者に提供されない事態、又は衛星画像データの品質が協力者の要求に満たない事態が発生した場合でも、JAXA に対しその責任を追及しないものとする。

#### (疑義の解決)

第7条 本約款に定めのない事項及び本約款に定める事項について生じた疑義については、JAXA と協議のうえ解決する。